

家畜衛生 いずも

R2年度 No.2

2021. 1月



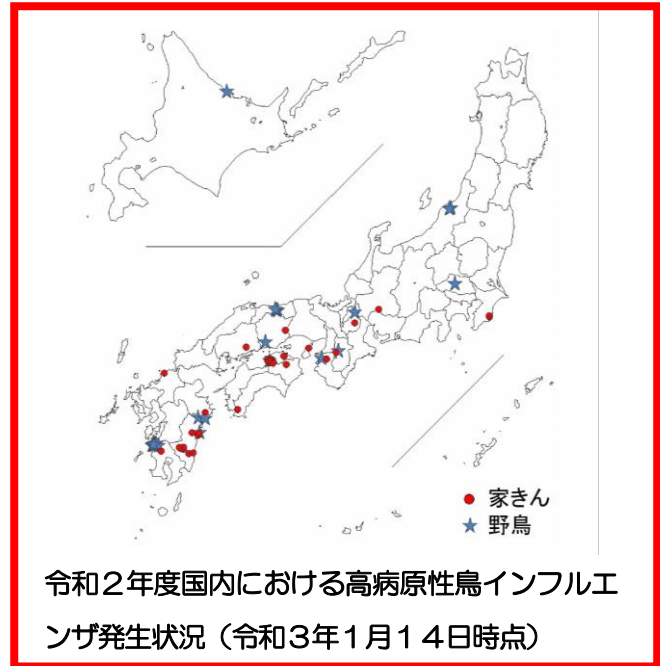
島根県東部農林振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所)

〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

■ 国内で高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生しています！

令和2年11月5日以降、国内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。令和3年1月14日時点では、香川県、宮崎県、広島県、岡山県、兵庫県など合計15県で36事例が確認され、殺処分羽数は600万羽をこえました。

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、カモや白鳥などの渡り鳥によって国内に持ち込まれるとされています。今年度は国内各地で死亡野鳥から同ウイルスが検出されるなど、環境中にウイルスが多く存在していると考えられ、更なる発生を防止するため、衛生対策の強化が必要です。



また、平成30年9月以降、国内では豚熱の発生が継続しています。令和3年1月14日時点では、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、山梨県、長野県、群馬県、埼玉県、山形県および沖縄県の10県で61事例が確認されています。

伝染病の発生を防ぐためには、病原体の農場への持ち込みを徹底して防止する必要があります。車両消毒、手指消毒、着衣および長靴の交換、野生動物対策など、飼養衛生管理基準の遵守徹底が重要ですので、農場の飼養管理について今一度点検をお願いします。

対策は・・・
消毒や防鳥ネットの管理など
全ての従業員による
飼養衛生管理の
基本の徹底!!

「ウイルスを農場内に入れさせない」
「ネズミやネコにも油断しない」
農場を守るのには・・・
あなた
農場主だけ・・・

MAFF
農林水産省

■ 飼養衛生管理基準の改正について

家畜伝染病予防法の改正に伴い**飼養衛生管理基準が改正されました**。主な変更内容は下記のとおりです。多くの項目が新設されましたので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

飼養衛生管理基準の新たに対応が必要な改正点

- 飼養衛生管理マニュアルの作成
- 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止
- 衛生管理区域に立ち入る者の手指の洗浄と消毒の義務化
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用
- 畜舎に立ち入る際の手指の消毒又は畜舎専用手袋の使用
- わずみ及び害虫の駆除
- 衛生管理区域から退出する人・車両・物品の消毒

上記の改正点について、ご不明な点がございましたら家畜保健衛生所にご相談ください。



消毒用アルコールスプレーとゴム手袋

畜舎の入り口に消毒薬か畜舎専用の手袋を準備しましょう。



踏み込み消毒槽

今までと同様に畜舎の入り口に踏み込み消毒槽を準備しましょう。また、長靴の汚れはしっかり洗い流しましょう。

■ 中国牧場さんが令和2年8月に農場 HACCP 認証を取得されました！



県内 2 農場目、肉用牛農場では初めての認証取得です。
おめでとうございます！



■ 定期報告書

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの国内での発生を受け、平成23年4月家畜伝染病予防法が改正され、愛玩目的も含めて家畜を飼養(所有)している方は、**定期報告書**(飼養頭羽数など)を毎年、県(家畜保健衛生所)に報告していただくことになりました。

今年も、報告の時期となりましたので、下記のとおり提出をよろしくお願いいたします。

1. 報告対象となる家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)

2. 報告内容

令和3年2月1日現在の飼養状況

※詳しくは、同封の資料をご覧ください。

3. 報告期限

令和3年2月19日(金)

4. 提出方法

出雲家畜保健衛生所に提出(持参、郵送、ファックス)してください。

または、農協を経由して提出できます。詳しくは、同封の資料をご覧ください。



■ 5条検査

島根県では、家畜伝染病予防法第5条に基づき、牛のヨーネ病検査を実施しています。検査予定は、以下の通りです。対象地域の畜産農家および関係機関の皆様には、ご協力をお願いいたします。

年度	5条検査対象地域
R3年度	出雲市(旧出雲市および旧斐川町を除く地域)、飯南町(旧赤来町)
R4年度	奥出雲町(旧横田町)
R5年度	奥出雲町(旧仁多町)、雲南市(旧吉田村および旧掛合町)
R6年度	雲南市(旧吉田村および旧掛合町を除く地域)、出雲市(斐川町)
R7年度	出雲市(旧出雲市)、飯南町(旧頓原町)

検査対象牛 : 24ヵ月齢以上の搾乳牛および繁殖牛等

検査項目 : ヨーネ病抗体検査 (採血をして検査します)

検査費用 : 1頭あたり800円



ヨーネ病とは

牛等に頑固な下痢を引き起こす**伝染病**です。原因はヨーネ菌という細菌で、全国で多数の感染牛が確認されており、**ワクチンや治療法がない病気**です。本病の防疫対策には、患畜及び保菌牛の摘発と殺処分、汚染物の徹底した消毒が必要です。

■ 家畜人工授精師・獣医師、畜産農家の皆さんへ

令和2年10月1日に

!!! 和牛遺伝資源の管理・保護のための新制度がスタートしました !!!

精液や受精卵の保存・譲渡の制限

精液・受精卵の不正な流通を防止するため関係規定が整備されました。特に 精液・受精卵の「**譲渡**」には、当家保管内でよく行われている他人の牛の腹を借りて実施する受精卵移植(借り腹移植)が含まれますので注意が必要です。

●家畜人工授精所

- ・保存されている精液・受精卵は、有償・無償にかかわらず他人に譲渡が**できません**。
- ・他の家畜人工授精所から精液・受精卵を譲り受けまたは購入が**できます**。

精液・受精卵の**譲渡**をする人は、授精所を開設しようね！



●家畜人工授精師・獣医師(家畜人工授精所を開設していない)

- ・保存されている精液・受精卵は、有償・無償にかかわらず他人に譲渡が**できません**。精液・受精卵の**譲渡**がある場合には、**家畜人工授精所を開設しましょう**。
- ・他の家畜人工授精所から精液・受精卵を譲り受けまたは購入は**できます**。

●畜産農家等(家畜人工授精所を開設していない、家畜人工授精師・獣医師でない)

- ・保存されている精液・受精卵は、有償・無償にかかわらず他人に譲渡が**できません**。精液・受精卵の**譲渡**がある場合には、**家畜人工授精所を開設しましょう**(今回の法律改正により、家畜人工授精師免許がなくても家畜人工授精所の開設ができるようになりました)。
- ・他の家畜人工授精所から精液・受精卵を譲り受けまたは購入は**できます**。

家畜人工授精所	… 譲渡 → ○
家畜人工授精師・獣医師	… 譲渡 → ✕
畜産農家等	… 譲渡 → ✕

家畜人工授精所の精液・受精卵の記録簿の作成と保存の義務化

- ・精液・受精卵を譲受・譲渡・廃棄・亡失したときの記録簿への記録とその記録簿の10年間の保存が義務付けられました。

家畜人工授精所の運営状況の報告・変更届出等の義務化

- ・家畜人工授精所は、その運営状況を毎年県知事に報告することが義務付けられました。各家畜人工授精所には、様式等をお送りしてありますので、忘れずに当家保まで報告してください。



新しい生活様式での初めての年越しでしたね。今年もよろしくお願いたします。